

# 福岡県公報

平成21年 4 月 24 日  
第 2 9 5 9 号

## 目 次

告 示 (第731号 - 第755号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局総務課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	.....	2
解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	2
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	.....	3
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課)	.....	3
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	.....	4
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	.....	5
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	.....	5
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	.....	5
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	.....	6
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	.....	6
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	.....	7
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	.....	7
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	.....	8
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	8

基本測量の実施	(県土整備総務課)	.....	8
基本測量の実施	(県土整備総務課)	.....	9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	.....	9
土地の収用又は使用の手続の開始	(用 地 課)	.....	10

## 公 告

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付	(畜 産 課)	.....	11
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	.....	11

## 公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	.....	11
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活環境課)	.....	12

## 収用委員会

土地収用法の規定に基づき送達すべき書類の保管	(用 地 課)	.....	12
土地収用法の規定に基づき送達すべき書類の保管	(用 地 課)	.....	13

## 告 示

福岡県告示第731号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 4 月 24 日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字川宮字ヤシキ1335 - 1、1335 - 3、1339 - 1、1339 - 4、1340 - 1、1340 - 2、1341 - 1、1341 - 3、1343 - 3、1343 - 4 及び1344 - 1、並びに字コレマサ1336 - 1、1336 - 2、1336 - 4、1336 - 5、1336 - 12及び1336 - 13、並びに字ホフトライン1337 - 3、並びに字屋敷1338 - 1、1338 - 2、1342 - 1、1342 - 2、1342 -

4、1342 - 5、1345 - 1、1345 - 2、1345 - 4、1345 - 5 及び1346 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川市大字川宮1191番地の1

松尾製菓株式会社

代表取締役 松尾 利彦

福岡県告示第732号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 永利 新一

(2) 住所 大牟田市一浦町4番地16

2 契約の期間の始期

平成21年4月6日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合計額とする。

4 監査に要する費用の支払方法

実費等知事が必要と認める額は前払いし、残額は監査の結果に関する報告書提出後に支払う。

福岡県告示第733号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字奈良田1158 - 9、1158 - 10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原1158 - 9

高原 和男

福岡県告示第734号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡黒木町大字木屋字池ノ本10928の9、10928の10、字南岳12586の5、12586の6、12587

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第735号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡黒木町大字木屋字池ノ本10909の3から10909の5まで、10928の11、10928の12、10928の14、10928の15

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第736号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
前原市大字高祖字宇土12の38から12の41まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
前原市大字高祖字宇土11の28、12の37
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
- 3 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
前原市大字高祖字宇土12の37から12の41まで
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
指定理由の消滅

福岡県告示第737号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定する区域  
飯塚市内住字打越1332番18の一部、1332番24の一部、1344番の一部 及び1348番の一部並びに里道の一部（同1332番15地先から1332番20地先まで）
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分  
法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第738号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字歴木字平野山1819 - 1、1819 - 4 から1819 - 35まで、並びに字坂口781 - 6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区天神1丁目14番16号  
株式会社 シティコート  
代表取締役 渡邊 達也

福岡県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成21年4月24日

## 福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
赤熊土地改良区	平成21年4月14日

## 福岡県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

## 福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
宰支13	太宰府市包括支援センター	太宰府市観世音寺1丁目1-1	21・3・1	予支援
田地介156	福智町立コスモス診療所	田川郡福智町金田937-2	21・4・1	訪看・訪り・予訪看・予訪り
粕介薬131	はな薬局	糟屋郡新宮町下府1丁目3-4	21・4・1	居管・福販・予居管・予福販
小介薬33	やまぐま薬局	小郡市山隈249-5	21・3・1	居管・予居管
京介薬65	湊調剤薬局	築上郡築上町大字湊181	21・4・1	居管・予居管
大川居31	福田病院訪問看護ステーション	大川市大字向島1397-1	21・3・1	訪看・予訪看
粕介福1	アップルハート福岡F1福祉用具センター	糟屋郡志免町大字南里11-5	21・2・1	福用・福販・予福用・予福販
飯居241	デイサービスあいあい	飯塚市津島253-1	21・4・1	通介・予通介

飯支79	庄内ケアプランセンター	飯塚市有安112	21・4・1	居支
田支58	居宅介護支援事業所シントラスト夢美苑	田川市平松町3-36	21・4・1	居支
田居151	訪問介護事業所シントラスト夢美苑	田川市平松町3-36	21・4・1	訪介
嘉麻居84	デイサービスセンターちゃい夢	嘉麻市漆生598-9	21・3・1	通介・予通介
行居72	宅老所第二ほのぼの	行橋市南泉1丁目35-2	21・4・1	通介・予通介
大野居45	ほのぼのファミリー	大野城市旭ヶ丘2丁目1-21	21・4・1	通介・予通介
筑紫地支4	ケアプランセンター和	筑紫郡那珂川町西隈1丁目19-10	21・3・1	居支
筑紫地居24	デイサービスセンター和	筑紫郡那珂川町西隈1丁目19-10	21・3・1	通介・予通介
粕居78	ケアステーションふれあい	糟屋郡宇美町原田2丁目8-2	21・3・1	訪介・予訪介
宮居61	快互のデイサービス楽講	宮若市沼口838-3	21・2・1	通介・予通介
田川居250	訪問介護カトレア	田川郡赤村大字内田2128	21・4・1	訪介・予訪介
京居101	ツクイ苅田京町	京都郡苅田町京町1丁目3-1	21・3・1	通介・予通介
田川居252	ホームヘルプめい	田川郡香春町大字中津原1872-3	21・4・1	訪介・予訪介
田川支78	ケアプランめい	田川郡香春町大字中津原1872-3	21・4・1	居支
田川居251	和ヘルパーステーション	田川郡糸田町1870-52	21・4・1	訪介・予訪介
朝倉居41	ほがらかデイサービスアルファ俊聖	朝倉市甘木199-1	21・4・1	通介・予通介

粕居79	小規模多機能施設 あいのしまさくら 苑	糟屋郡新宮町大字相島1381 - 1	21・3・1	小居・予小居
女居46	小規模多機能ホーム こよみ	八女郡黒木町大字本分1414 - 1	21・3・1	小居・予小居
大居90	デイサービスくぬ ぎ	大牟田市大字歴木977番地 4	21・4・1	通介・予通介

## 福岡県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯居215	訪問看護ステーションエルム	飯塚市西徳前1 - 1	飯塚市明星寺45 - 1	20・3・1
飯居59	デイサービスセンターエルム	飯塚市伊岐須131	飯塚市明星寺131	20・3・1
田川居91	訪問介護アトム	田川市桜町992 - 9 コーポラス T - 103号	田川郡大任町大字今任原玉川3649 - 2	21・2・18

## 福岡県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京介98	筒井小児科内科医院	京都郡苅田町富久町1丁目27 - 7	21・3・31
京介薬45	富久調剤薬局	京都郡苅田町富久町1丁目27 - 8	21・3・31
田川居168	国民健康保険福智町コスモス診療所訪問看護ステーション	田川郡福地町赤池970 - 1・2	21・3・31
朝倉支12	まるごとケアプランサービス日迎の園	朝倉市杷木穂坂59 - 1	21・4・1
田川支68	福地町ケアプランセンターコスモス	田川郡福地町赤池970 - 1	21・3・31

## 福岡県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
宰生81	こが整形外科クリニック	太宰府市大佐野2丁目8番7号	21・4・1
筑紫生141	医療法人徒然会伊藤医院	筑紫野市二日市南3丁目11番15号	20・12・8
前生59	いとしまさかい整形外科医院	前原市大字加布里29-2	21・4・1
前生58	医療法人瑛和会 はたえ眼科	前原市大字波多江266-1	21・4・1
中生81	コスモス眼科	中間市中間3丁目1-13	21・4・1
行生131	ふくしま整形外科クリニック	行橋市西宮市2丁目11番31号	21・4・1
古生歯64	なかの歯科クリニック	古賀市日吉2丁目15-5	21・3・1
古生歯63	隆さぎしる歯科医院	古賀市筵内1496-1	21・3・1
直生歯70	ライフデンタルクリニック	直方市大字下境2586番地1	21・4・1
粕生薬131	はな薬局	糟屋郡新宮町下府1丁目3-4	21・4・1
宰生薬41	中央薬局おおざの南店	太宰府市大字大佐野2丁目8番6号	21・4・1
大野生薬66	ニック調剤薬局白木原店	大野城市白木原1丁目5-1	21・3・1
前生薬42	新生堂薬局 加布里店	前原市大字加布里30-1	21・4・1
田生薬74	はなぞの調剤薬局	田川市大字夏吉304-1	21・4・1
中生薬43	ファミリー薬局	中間市大字中間3-1-10	21・4・1
京生薬65	湊調剤薬局	築上郡築上町大字湊181	21・4・1
行生薬61	かわかみ薬局	行橋市西宮市2丁目11-30	21・4・1
行生薬62	株式会社 安部調剤薬局	行橋市大橋3丁目4-10	21・4・1
大川生訪4	福田病院訪問看護ステーション	大川市大字向島1397-1	21・3・1
田川生訪11	訪問看護さんきナースセンター	田川郡川崎町大字田原725番地32	20・7・1

## 福岡県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生薬131	若葉薬局本町店	大牟田市本町2丁目7-4	20・5・11

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
筑紫生117	伊藤医院	筑紫野市二日市南3丁目11-15	20・12・7
漕生118	有愛眼科	三漕郡大木町大字大角1797-1	20・5・24
飯生251	医療法人森医院	飯塚市上三緒445	19・9・30
遠生63	中島医院	遠賀郡芦屋町高浜町18-37	20・4・30
古生歯28	医療法人光仁会ひよし歯科クリニック	古賀市日吉2丁目15-5	21・2・28
京生歯23	安部歯科医院	築上郡築上町大字湊字小路165-183-1	20・6・1
嘉麻生薬8	中の坪調剤薬局	嘉麻市鴨生651	20・4・1

## 福岡県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、

指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸生128	医療法人桜野診療所	さくらのクリニック	糸島郡志摩町大字桜井2435 - 17	21・3・3

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生歯47	佐藤歯科医院	行橋市西宮市1丁目8 - 22	行橋市西宮市1丁目9 - 13	21・4・1
行生歯66	きど歯科医院	行橋市西宮市2丁目19 - 18	行橋市西宮市2丁目20 - 6	21・4・1
行生歯71	森崎歯科医院	行橋市西宮市1丁目6 - 15 サンライズレーンB 1F	行橋市西宮市1丁目7 - 40 サンライズレーンB 1F	21・4・1
行生薬47	有限会社リーフ調剤薬局行橋店	行橋市西宮市1丁目6 - 22	行橋市西宮市1丁目7 - 31	21・4・1

福岡県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ15	徳永 正（友施術所）	直方市大字下境3257	21・4・1
直生マ16	徳永 五月（友施術所）	直方市大字下境3257	21・4・1
田生マ4	御手洗 康則（シルバーメディカル株式会社）	田川市大字伊加利1905番地7	21・3・25
宮生マ5	井手 信二（花治療院）	宮若市沼口880 - 3	21・4・1
宮生マ6	緒方 祥子（花治療院）	宮若市沼口880 - 3	21・4・1
田生柔17	道園 昂平（よねだ鍼灸整骨院）（田川院）	田川市大字伊田3601 - 1	21・3・24
田生柔18	岡部 圭佑（よねだ鍼灸整骨院）（田川院）	田川市大字伊田3601 - 1	21・3・24
田生柔19	山崎 慎太郎（よねだ鍼灸整骨院）（田川院）	田川市大字伊田3601 - 1	21・3・24
田生柔20	米田 稔（よねだ鍼灸整骨院）（田川院）	田川市大字伊田3601 - 1	21・3・24
大野生柔19	角家 豊（ゆたか整骨院）	大野城市山田2丁目17 - 16	21・3・1
前生柔22	城野 憲司（加布里整骨院）	前原市大字神在1373 - 8	21・4・1
粕生柔43	山田 敏代和（やまだ整骨院）	糟屋郡須恵町大字新原303 - 1	21・2・25
朝生柔4	林 治郎（夜須鍼灸整骨院）	朝倉郡筑前町東小田1132 - 2	21・4・1

福岡県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保

護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生マ13	井手 信二（花治療院）	直方市大字下境3175番地	21・3・1
直生マ14	緒方 祥子（花治療院）	直方市大字下境3175	21・3・1
前生柔21	井上 武範（加布里整骨院）	前原市大字神在1373 - 8	21・3・31
筑紫地生柔8	鶴園 達也（H.B.C.整骨院 気楽）	筑紫郡那珂川町片縄東1丁目21番3号	21・3・1
筑紫地生柔9	平木 康裕（H.B.C.整骨院 気楽）	筑紫郡那珂川町片縄東1丁目21番3号	21・3・1
粕生柔32	飯尾 知久（飯尾整骨院）	糟屋郡篠栗町大字篠栗4952 - 3 ルート607C 201	21・2・28
田川生柔6	（有限会社よねだ鍼灸整骨院）米田 稔	田川郡添田町大字庄952 - 2	21・4・3
田川生柔9	道園 昂平（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952 - 2	21・4・3
田川生柔10	岡部 圭佑（よねだ鍼灸整骨院）	田川郡添田町大字庄952 - 2	21・4・3

福岡県告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝生柔2	高松 義之 （高松整骨院）	朝倉郡筑前町東小田 1666 - 5	朝倉郡筑前町篠隈225 - 196	21・2・5

福岡県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年4月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗像	若宮線 玄海線	宗像市田野975番先から 宗像市田野974番1先まで

福岡県告示第750号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間



筑紫野市、筑前町、築上町	平成21年5月11日から 平成22年3月26日まで
--------------	------------------------------

福岡県告示第751号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
基本測量（基本重力測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市	平成21年5月18日から 平成22年3月19日まで

福岡県告示第752号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年4月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人田主丸町緑の応援団
  - (2) 代表者の氏名  
宮崎 吉裕

- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県久留米市田主丸町森部308番地1

- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、環境保全活動に関する事業の紹介・作業参加の提起を行い、地域の自然環境の維持改善、併せて地球環境への市民的取組みや環境を通してのまちづくり活動に寄与することを目的とする。

福岡県告示第753号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成21年4月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人K.A.O
  - (2) 代表者の氏名  
東 勝
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福津市畦町440番地1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民と障害者に対して、行政などあらゆる団体と連携、協議を図りながら「社会参加の場」「生き生きと生活できる場」「仕事ができる場」を創るため、その事業の具体化を行い、活気あるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第754号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年4月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人外国人住宅支援ネットワーク

(2) 代表者の氏名

井上 慶一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区荒戸1丁目1番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、外国人の方々と相互に理解しあい共生していくために必要な、双方への啓蒙活動と、外国人居住者と地域の方々とのコミュニケーションの場を提供する活動を通じて、多くの方々の理解を求めながら、安心・安全に、外国人と共生できる住宅環境を広げていくことで、様々な国籍を持つ人々が快適に日本で暮らせる社会を構築し、多様化していく環境に柔軟に対応できる活力ある地域社会作りと、グローバル化に積極的に対応する希望ある地域共同体の形成を目指します。

福岡県告示第755号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

一般国道442号改築工事（八女筑後バイパス・筑後バイパス・大木大川バイパス）並びにこれに伴う県道、市道及び普通河川付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曾利及び字口無原、大字富重字イリウ、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潁郡大木町大字福土、大字大角及び大字蛭池地内

(2) 使用の部分

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑及び字今屋敷、蒲原字植初並びに亀甲字植初、字僧都及び字後田地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、大字久富字斗代、字池ノ本、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曾利、字キレット及び字口無原、大字富重字イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潁郡大木町大字福土及び大字蛭池地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

福岡県八女市役所及び同県筑後市役所

5 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀

口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曾利、字キレト及び字口無原、大字富重字イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大江江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潁郡大木町大字福土地内

## 6 手続を開始する土地

### (1) 収用の手続を開始する土地

福岡県八女市亀甲字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添及び字中曾利並びに大字富重字イリウ地内

### (2) 使用の手続を開始する土地

福岡県八女市亀甲字後田地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、大字久富字斗代、字池ノ本、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添及び字中曾利並びに大字富重字イリウ地内

## 公 告

### 公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

種畜証明書番号	変更事由	変更後	変更前
平20福岡県1第13号	種畜の名前の変更	勝安秀	安平茂

### 公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条6の6第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年4月24日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
サンアイクレジ ット 角谷 優	福岡市博多区博多 駅前1丁目2番2 号 博多西ビル201号	福岡県知事 (1)第08527号	平成21年4月8日	貸金業法第24 条6の6第1 項

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第111号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年4月24日

福岡県公安委員会

### 1 講習の日時、場所等

#### (1) 講習の日時

平成21年5月26日（火）午前10時から午後5時までの間

#### (2) 講習の場所

北九州市門司区西海岸1丁目1番5号 門司警察署分庁舎 会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第112号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年4月24日

福岡県公安委員会

## 1 講習の日時、場所等

日	時	場	所	講習警察署

平成21年5月20日（水） 13:30～16:30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
平成21年5月28日（木） 13:30～16:30	田川郡川崎町大字田原804番地 川崎町総合福祉センター	田川警察署
平成21年5月27日（水） 13:30～16:30	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
平成21年5月29日（金） 13:30～16:30	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

## 2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 収用委員会

## 福岡県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成21年5月15日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成21年4月24日

福岡県収用委員会

- 1 事件名  
平成20年度福収権第2号事件及び平成20年度福収明第2号事件
- 2 事業名  
県道八女香春線改築工事（福岡県八女市上陽町久木原字栗林地内から同県同市同町久木原字半沢地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 送達を受けるべき者  
堤 堅太郎  
住所不明（本籍地 福岡県久留米市京町102番地）  
堤 クメコ  
住所不明（本籍地 福岡県久留米市京町102番地）  
堤 守人  
住所不明（本籍地 福岡県久留米市京町102番地）  
堤 信三  
住所不明（本籍地 福岡県久留米市京町102番地）  
堤 レイ  
住所不明（本籍地 福岡県久留米市京町102番地）  
山口 越子  
住所不明（本籍地 福岡県八女市上陽町久木原1107番地）  
山口 春日  
住所不明（本籍地 福岡県八女市上陽町久木原1107番地）  
山口 庄三  
住所不明（本籍地 福岡県八女市上陽町久木原1107番地）
- 4 送達すべき書類  
平成21年4月10日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

福岡県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべ

き書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成21年5月15日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

平成21年4月24日

福岡県収用委員会

- 1 事件名  
平成20年度福収権第5号事件及び平成20年度福収明第5号事件
- 2 事業名  
県道八女香春線改築工事（福岡県八女市上陽町久木原字栗林地内から同県同市同町久木原字半沢地内まで）及びこれに伴う附帯工事
- 3 送達を受けるべき者  
福岡県八女市上陽町久木原字葛原820番2及び3の土地所有者
- 4 送達すべき書類  
平成21年4月10日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書